

平成 23 年度における租税条約等に基づく情報交換事績の概要

経済のグローバル化に伴い、企業や個人の海外取引や海外資産の保有・運用が増加する中、国税庁では、租税条約等の規定に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に実施することにより、適正・公平な課税の実現に努めています。

今般、平成 23 年度（23 年 4 月～24 年 3 月）における情報交換の実施状況がまとまりましたので報告します。

1. 租税条約等に基づく情報交換の実施状況

租税条約等に基づく情報交換には、主に、「要請に基づく情報交換」、「自発的情報交換」、及び「自動的情報交換」の 3 つの類型があり、我が国では、いずれについても、積極的な実施に努めています。

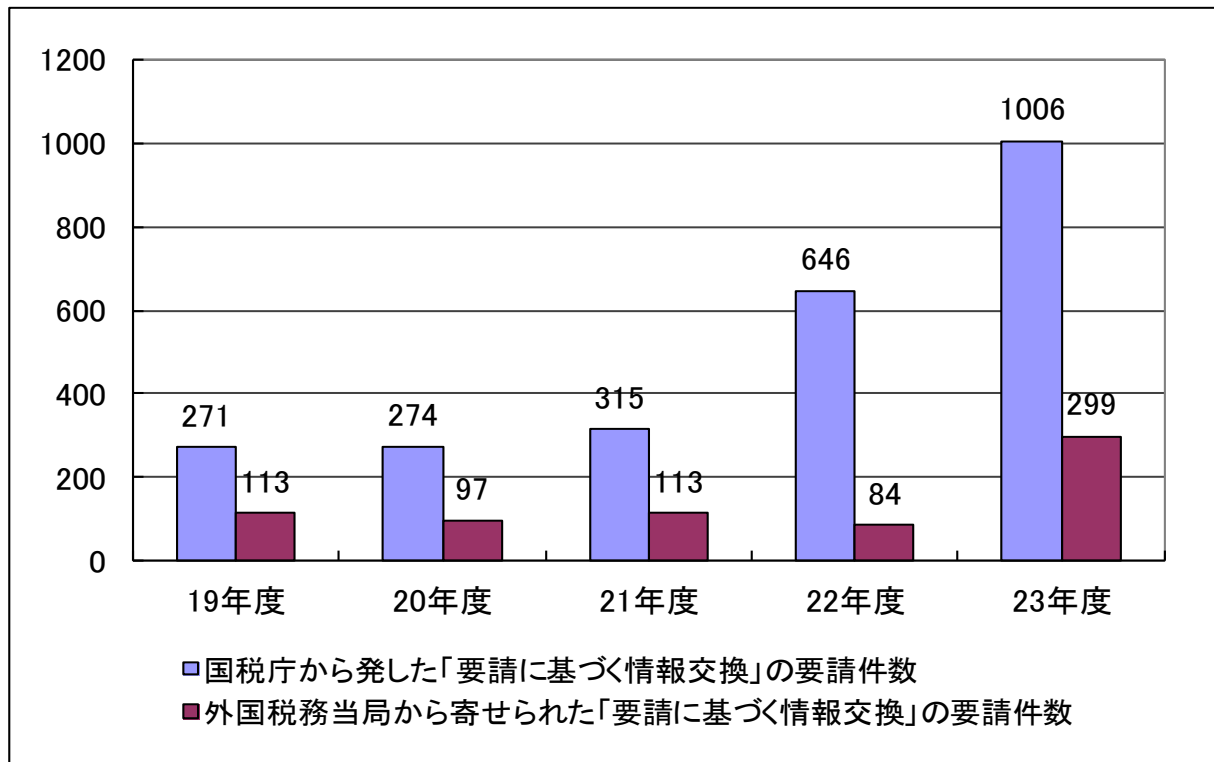
(1) 「要請に基づく情報交換」

【ポイント】

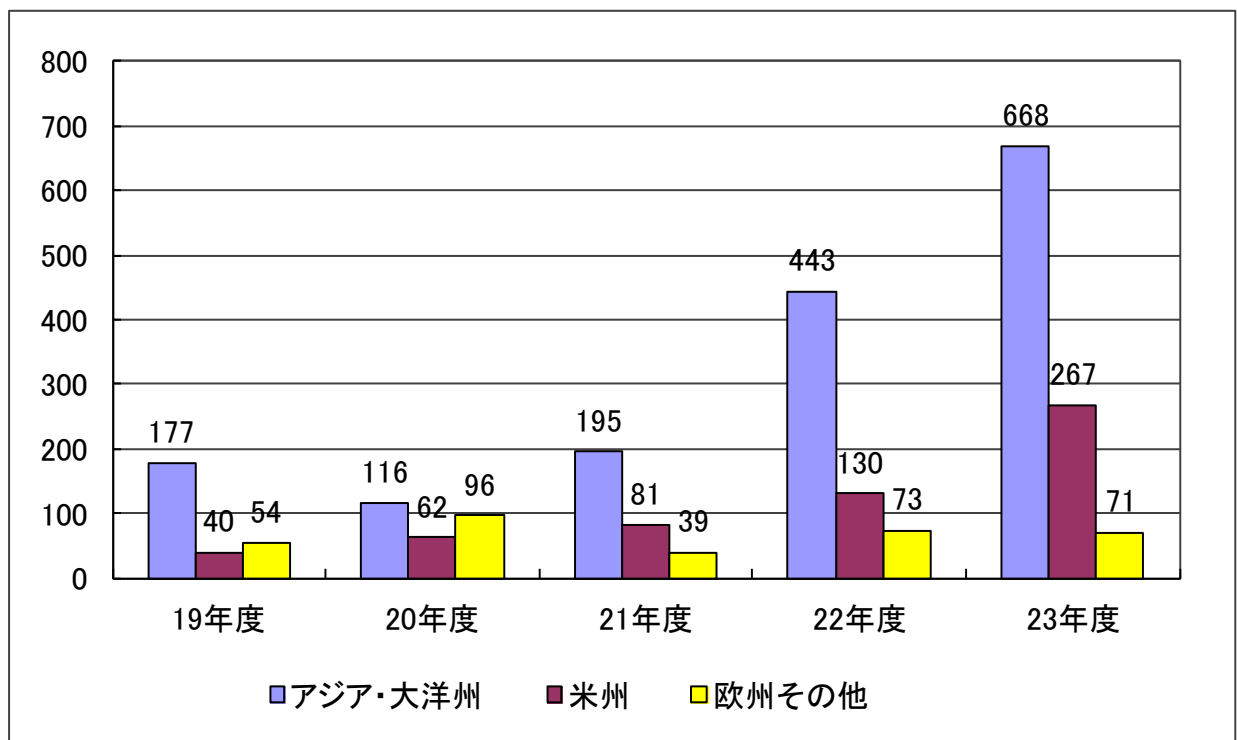
情報交換ネットワーク拡大の流れを受け、平成 23 年度の我が国からの「要請に基づく情報交換」の件数は、前年度から大幅に増加。

- 平成 23 年度に国税庁から外国税務当局に発した「要請に基づく情報交換」の要請件数は 1,006 件となり、前年度（646 件）から大幅に増加しました。また、地域別に見ると、アジア・大洋州の国・地域向けの要請が 668 件となり、全体の約 7 割を占めています。
- 平成 23 年度に外国税務当局から国税庁に寄せられた「要請に基づく情報交換」の要請件数は 299 件となり、前年度（84 件）の 3 倍超に増加しました。国税庁では、外国税務当局から寄せられた「要請に基づく情報交換」についても、適切な対応に努めています。

グラフ1 「要請に基づく情報交換」の推移（平成19～23年度、単位：件）



グラフ2 国税庁から外国税務当局に発した「要請に基づく情報交換」の地域別推移（平成19～23年度、単位：件）



- 「要請に基づく情報交換」は、個別の納税者に対する調査等において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、条約等締結相手国・地域の税務当局（外国税務当局）に必要な情報の収集・提供を要請するものです。
- 「要請に基づく情報交換」は、海外の法人等との取引の内容や、海外金融機関との取引の内容など、国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する有効な手段となっています。

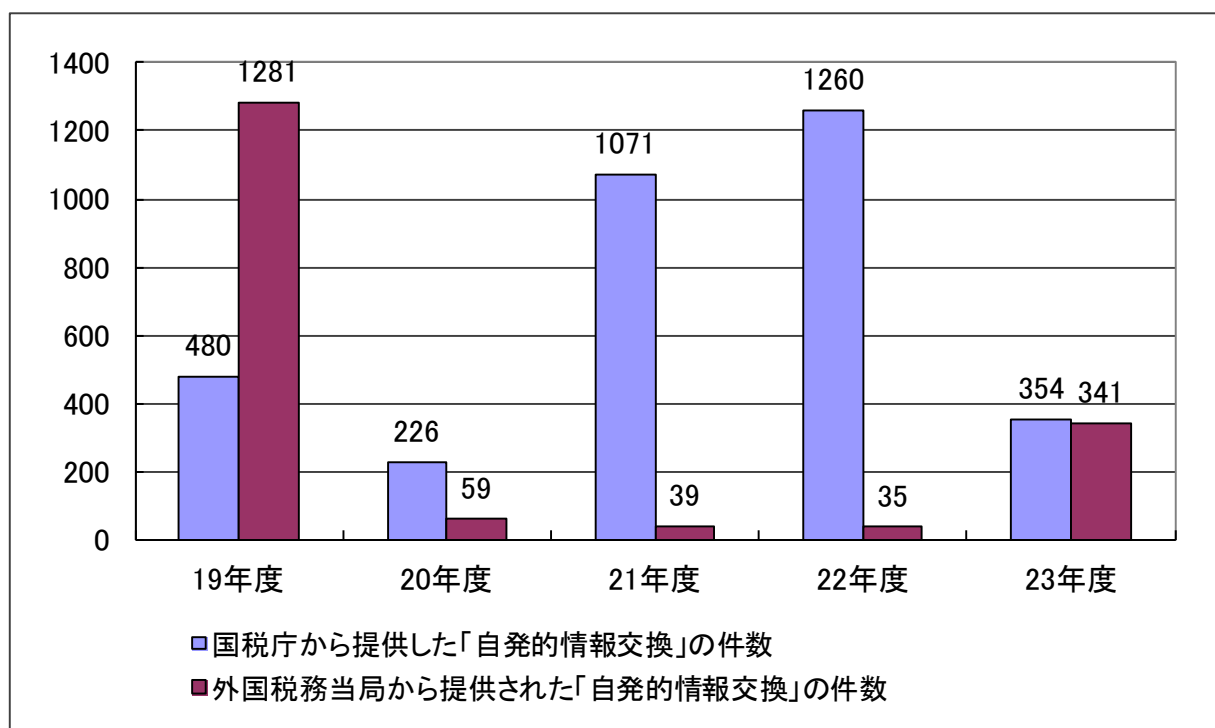
(2) 「自発的情報交換」

【ポイント】

我が国からの「要請に基づく情報交換」の増加も踏まえ、外国税務当局に対する自発的な情報提供も積極的に実施。

- 平成 23 年度に国税庁から外国税務当局に提供した「自発的情報交換」の件数は 354 件となっています。また 354 件の地域別の内訳は、アジア・大洋州向けが 297 件と全体の 8 割超を占めています。他方、外国税務当局から国税庁に提供された「自発的情報交換」の件数は 341 件となっています。

グラフ 3 「自発的情報交換」の推移（平成 19～23 年度、単位：件）



- 「自発的情報交換」は、例えば、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するものです。
- 我が国から外国税務当局への情報交換要請件数が大幅に増加する中、国税庁では、相互主義の観点も踏まえ、外国税務当局に対する「自発的情報交換」の積極的な実施に努めています。

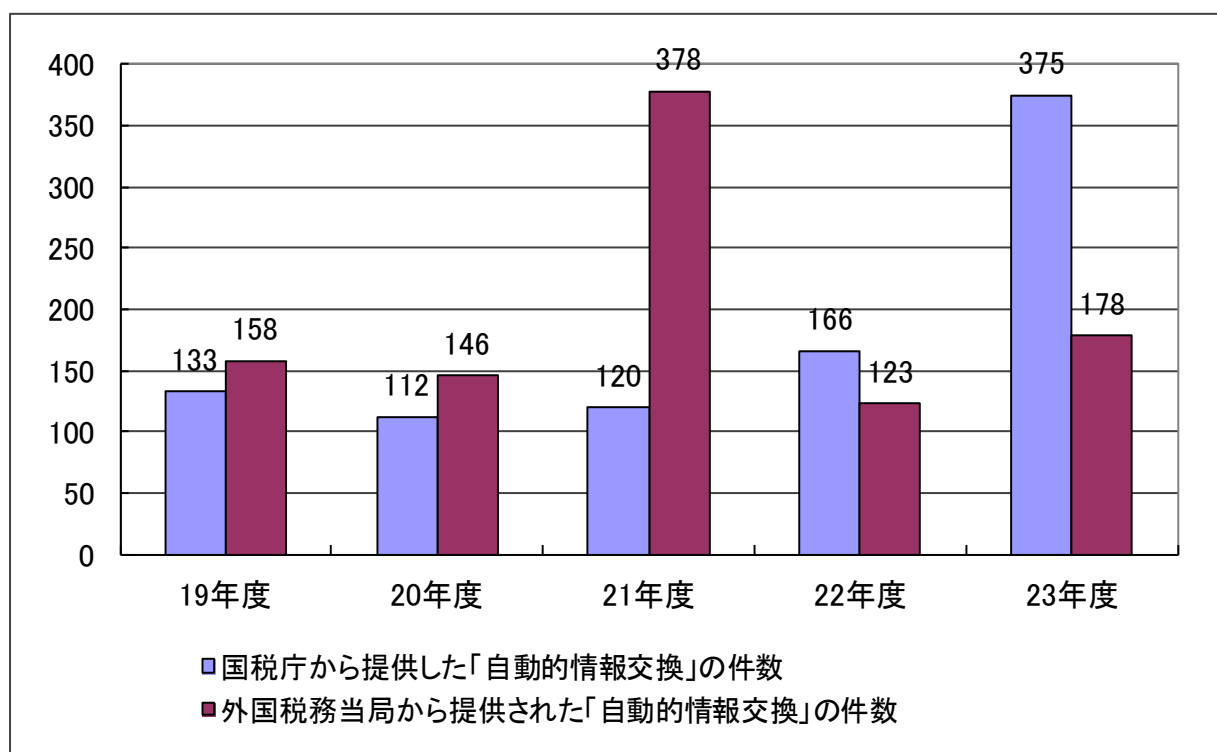
(3) 「自動的情報交換」

【ポイント】

法定調書等から把握した非居住者への支払に関する数十万件単位の情報を、外国税務当局との間で交換。海外投資所得の申告漏れの把握等に活用。

- 平成 23 年度に国税庁から外国税務当局に提供した「自動的情報交換」の件数は、約 37 万 5 千件となっています。他方、外国税務当局から国税庁に提供された「自動的情報交換」の件数は、約 17 万 8 千件となっています。

グラフ 4 「自動的情報交換」の推移（平成 19～23 年度、単位：千件）



- 「自動的情報交換」は、法定調書等から把握した非居住者への支払等に関する情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ送付するものです。
- 国税庁では、外国税務当局から「自動的情報交換」により提供を受けた資料を申告内容と照合し、海外投資所得等について内容を確認する必要があると認められた者に対して税務調査を行うなど、効果的に活用しています。

2. 情報交換の実施例

「要請に基づく情報交換」の実施例

- ☆ 自動的情報交換により入手した資料をもとに、国内居住者の申告状況を検討したところ海外の金融機関からの預金利息が申告されていないことが把握されたため、海外預金口座について情報提供を要請し、回答を受領した。
- ☆ タックスヘイブン国に設立された海外子会社の実態が不明であったので、タックスヘイブン国に対し当該海外子会社に関する登記情報、財務諸表等に関する情報提供を要請し、回答を受領した。
- ☆ 海外法人との輸出入取引に係る債務残高が異常に高額であり、不審であったことから、海外法人における経理処理が分かる帳簿の写し、当該取引に係る契約書、インボイス等の証拠書類の写しについて情報提供を要請し、回答を受領した。

「自発的情報交換」の実施例

- ☆ 国内法人が、海外取引先に対する支払の一部を、日本国内の銀行の海外取引先代表者名義の口座に送金しており、海外取引先における申告漏れが想定されたことから、この事実を取引先の所在地国・地域の外国税務当局に自発的に情報提供した。

3. 効果的な情報交換の実施に向けた取組

【ポイント】

外国税務当局との「情報交換ミーティング」や「国際タックスシェルター情報センター」等を活用し、情報交換を効果的かつ効率的に実施。

(1) 外国税務当局との「情報交換ミーティング」の実施

- 租税条約等に基づく情報交換は、通常、関係当局間での文書やデータの送交付により実施することとなりますが、複雑な取引に係る情報提供要請で文書等のやり取りのみでは外国税務当局の正確な理解を得ることが困難と見込まれる事案や、特に迅速な情報入手が必要な事案については、国税庁や国税局・税務署の職員が相手当局の担当者と直接面談し、事案の詳細や解明すべきポイント等について説明・意見交換を行う「情報交換ミーティング」を開催すること等により、情報交換の効果的かつ効率的な実施に努めています。

(2) 「国際タックスシェルター情報センター」の活用

- 国際タックスシェルター情報センター（Joint International Tax Shelter Information Centre : JITSIC）は、日、米、英、加、豪、韓、中、仏、独の9カ国の税務当局により設置されている組織で、ロンドン、ワシントンの両事務所に派遣された各国職員が、国際的租税回避スキーム及び富裕層に関連した情報交換要請への対応や調査手法等の知見の共有に取り組んでいます。
- 国税庁では、JITSICのロンドン事務所・ワシントン事務所に派遣している職員を通じて、効果的・効率的な情報交換の実施や、課税上有益と認められる情報の収集に努めています。

(3) 日米同時査察調査実施取決めの合意

- 本年 7 月、日本と米国の権限のある当局は、日米租税条約第 26 条に基づいて行われる情報交換に関し、「アメリカ合衆国と日本国の権限ある当局間の同時査察調査実施取決め」に合意しました。同時査察調査は、日米両国において、関連する納税者等にそれぞれ犯則嫌疑がある場合に、両国の査察部門が並行して査察調査を行うものです。
 - 同合意により、両国の権限のある当局が本取決めに基づく同時査察調査の実施に合意した場合には、権限のある当局間で交換された情報について、指名代表（注）間で直接協議等を行うことが可能となるため、より効果的な調査展開が図られることとなります。
- （注）「指名代表」は、それぞれの権限のある当局が、事件ごとに査察部門の職員の中から指名します。

(参考) 租税条約等に基づく情報交換ネットワークの現状

【ポイント】

**租税情報交換の重要性に関する世界的認識が高まる中、我が国の情報交換ネットワークも、53 条約（64 カ国・地域に適用）まで増加。
国際基準に則った情報交換を実施。**

- 経済の国際化が進展する中、国際的租税回避行為に対する対応を強化するため、各国では、租税条約等に基づく情報交換の枠組みの拡大・強化が図られています。我が国においても、新たな租税条約等の締結を進めたり、既存の租税条約等を改正して、情報交換規定を国際的な基準（注）に則ったものに改めるなど、情報交換に関する枠組みの整備を図っています。

（注）情報交換に関する国際基準（主なポイント）

- ・ 金融機関が保有する情報についても情報交換を行う。
- ・ 自国に課税利益がない場合でも情報を収集し提供する。

- 最近では、香港（23 年 8 月）、バハマ（23 年 8 月）、サウジアラビア（23 年 9 月）、マン島（23 年 9 月）、ケイマン諸島（23 年 11 月）、オランダ（23 年 12 月）及びルクセンブルク（23 年 12 月）との租税条約等が発効しました。また、23 年 12 月には、スイスとの間で情報交換規定の新設を内容とする条約の改正が行われ、これらの租税条約等の全てに情報交換規定が設けられました。

- 現在、発効済みの租税条約等は 53、適用対象国・地域は 64 カ国・地域に増加しています。

我が国の租税条約ネットワーク

《53 条約、64 カ国・地域適用／平成 24 年 10 月末日現在》

(注 1) 旧ソ連等との条約が継承されているため、53 条約に対し、64 カ国・地域適用となっている。

(注 2) 「※」は、租税に関する情報交換規定を主体とするもの。

○ 租税条約の主な目的・・・二重課税の調整、脱税及び租税回避への対応、投資・経済交流の促進

欧州地域 (16)

アイルランド デンマーク
イギリス ドイツ
イタリア ノルウェー
オーストリア フィンランド
オランダ フランス
スイス ベルギー
スウェーデン ルクセンブルク
スペイン マン島(※)
◇ ジャージー(現在未発効)(※)
◇ ガーンジー(現在未発効)(※)
◇ ポルトガル(現在未発効)
◇ リヒテンシュタイン(現在未発効)(※)

中近東地域 (4)

イスラエル
エジプト
サウジアラビア
トルコ
◇ クウェート(現在未発効)

アフリカ地域 (2)

ザンビア
南アフリカ

南アジア (4)

インド
スリランカ
パキスタン
バングラデシュ

東欧・旧ソ連 (18)

アゼルバイジャン	キルギス	トルクメニスタン	モルドバ
アルメニア	グルジア	ポーランド	ルーマニア
ウクライナ	スロバキア	ハンガリー	ロシア
ウズベキスタン	タジキスタン	ブルガリア	
カザフスタン	チェコ	ベラルーシ	

東・東南アジア (10)

インドネシア	フィリピン
韓国	ブルネイ
シンガポール	ベトナム
タイ	香港
中国	マレーシア

大洋州地域 (3)

オーストラリア
ニュージーランド
フィジー

北米 (2)

アメリカ
カナダ

中南米・カリブ地域 (5)

ブラジル
メキシコ
バハマ(※)
バミューダ(※)
ケイマン(※)

